

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月28日

(令和2年6月11日改訂)

(令和2年7月13日改訂)

(令和2年11月16日改訂)

(令和3年11月1日改訂)

(令和4年1月5日改訂)

(令和4年11月1日改訂)

施設名：南アルプス市立図書館

1. 3密の回避

1 換気設備の設置等（「密閉」）の回避

(1) 館内の窓を30分に1回、5分程度、2方向の窓を開放する。

2 施設内の混雑緩和（「密集」）の回避

(1) 入館者に対して、必要に応じて短時間の滞在を呼びかける。

(2) 混雑状況により入館者数の制限を行う。

(3) 朗読会、お話し会等のイベントを開催する場合は3密を避ける。

(4) 近距離での会話や発声を避け、最低1mの対人距離を確保する。ただし、
アクリル板の設置等がある場合はこの限りではない。

(5) 館内では密集にならないよう職員が必要に応じて巡回する。

3 人と人との距離の確保（「密接」）の回避

(1) 人と人が対面する場合は、アクリル板、透明ビニールで遮蔽するとともに、
誘導線・張り紙等で整列時の人と人との間隔を確保する。

2. 体調確認の徹底

1 体調のチェック

(1) 職員に対して、業務開始前に、検温・体調確認を行う。発熱（37.5℃）
や軽度であっても風邪（せきやのどの痛みなど）、嘔吐、下痢等の症状が
ある場合には、出勤を停止する。

(2) 入館者に対して、発熱（37.5℃）や軽度であっても風邪（せきやのどの
痛みなど）、嘔吐、下痢等の症状がある場合には、入館をしないように
呼びかける。

(3) 入館者は入口で検温を行う。

3. 飛沫、接触感染防止対策

1 マスクの着用、手指の消毒の実施

- (1) 職員はマスクを着用するとともに、入館者に対してもマスクの着用を推奨する。ただし、会話を行わず2 mの対人距離を確保できる場においては、マスクの着用は求めない。
- (2) 職員は定期的に、利用者は入館時等に、手洗い・手指の消毒を実施する。
(入口等に消毒液を設置)

2 清掃・消毒の実施

- (1) 不特定多数の人が接触する場所（テーブル、椅子、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、蛇口、手すり、トイレの便座、洗浄レバー等）は定期的に清拭消毒する。
- (2) 入館者向けの館内のゴミ箱は撤去する。残されたゴミを片付ける際に、鼻水や唾液などが付いている可能性がある場合は、マスク、手袋を着用し、ビニール袋に密閉して捨てる。回収後は石けんで手を洗う。
- (3) 返却された資料は表面を消毒し、感染力低下時間を考慮したうえで貸出を行う。

3 トイレの衛生管理の徹底

- (1) 蓋を閉めて汚物を流すように張り紙で周知する。

4 休憩スペースのリスク軽減

- (1) 一度に休憩する人数を減らし、長時間の利用を避けるよう周知する。
- (2) 常時換気を行い、共有する物品は定期的に消毒する。

4. ガイドライン遵守の確認

○ガイドラインを遵守することとし、各項目についてチェックリストを作成し、毎日の確認を行うと共に、施設所管課へ（一週間分）チェックリストを提出する。